

第14回 保護者への利用者 負担金の返金など 会計処理の留意点

(株) 福祉総研代表取締役・上席研究員
松本和也

Q

児童に対する傷害保険料や利用者負担金の返金などの会計処理について、留意点を教えてください。

今年も決算の時期が近づいてきました。今回は、保険料や利用者負担金の返金処理などを決算書に正しく表現するためにどのような会計処理を行うべきか、その考え方について、社会福祉法人会計基準（以下「会計基準」と言います。）に基づいて解説しましょう。

(1) 収支と損益

人からお金を借りると“お金が入ってきた”という意味では収入ですが、借金は当然将来において返済しなければならないので、入金＝自分のお金と考えることはできず、決して得したわけではありません。また友人から誕生日プレゼントをもらったら、お金は増えないので収入とは言えませんが、明らかに得しています。

大雑把な言い方ですが、会計ではお金が入ってくることを「収入」、お金に関係なく得したことを「収益」と言い、収入と収益は異なるものと捉えます。

このことは、「支出」と「費用（損失）」にも同じ

ことが言えます。

借金を返済すればお金が出ていくので支出ですが、損したわけではないので費用（損失）とは言えません。しかし、スマホをトイレに水没させてしまったら、お金は減らないので支出ではありませんが、損していることは確かです。

このように、収入と支出は主にお金の出入りを表現する言葉として、収益と費用（損失）は主に損得を表現する言葉として使い分けます。収入と支出を表すのが「収支」、収益と費用（損失）を表すのが「損益」で、会計基準では「収支」を表すのが資金収支計算書、「損益」を表すのが事業活動計算書です。そのため資金収支計算書では「〇〇収支差額」、事業活動計算書では「〇〇活動増減差額」のように、異なる名称で表現されています。

(2) 事業費と事務費の区分

保育所や認定こども園などの事業を遂行するための費用のうち主なものは、「人件費」「事業費」「事務費」に大別され、(1)で述べたように資金収支計算書ではそれぞれ「人件費支出」「事業費支出」「事務費支出」として表現します。人件費は文字通り職員の雇用等に係る費用、事業費は利用者やその家族などに直接的に係る費用、事務費は間接的または管理的な費用で、仕訳のための勘定科目を選択する時にはまず、人件費、事業費、事務費の区分を適切に判断する必要があります。今回取り上げる保険料などの費用は、事業費と事務費の両方に「保険料」という勘定科目が用意されていますが、児童や保護者などいわゆる利用者に係る傷害保険料などは事業費の「保険料」を、園舎の火災保険料は事務費の「保険料」を使用します。

事業費と事務費の両方に設けられている勘定科目には、他にも「水道光熱費」「燃料費」「賃借料」などがありますが、利用者やその家族などに直接的に係るものかどうか判断基準です。複数の施設等を運営する法人では、すべての施設等で統一した処理を行うことも大切な点です。

(3) 収益か、費用のマイナスか

例えば、園児が保育中に怪我をして通院し、医療費や通院のための旅費などを補填するための保険金が入金されることがあります。このような保険金が入金された時は、一律に施設の収益（収入）として処理するのではなく、入金の種類によって会計処理を使い分ける必要があります。

入金された保険金を施設で受領する場合には通常の収益と同様に「雑収益」とすればよいと考えられますが、一旦受領した後に当該児童の保護者に支払う場合には、入金および出金の際に仮受金などの勘定科目を用いて処理することで、施設の収益・費用から除外します。一般的には、医療費や通院のための旅費などを施設から支払った場合には施設の「雑収益」とし、保護者等が支払った場合には「仮受金」として処理しているケースが多いようです。

【給付を施設で受け入れるとき】

（借方）普通預金／（貸方）雑収益

＊資金収支計算書では「雑収入」

【給付を利用者に支払うとき】

〈入金時〉（借方）普通預金／（貸方）仮受金

〈支払時〉（借方）仮受金／（貸方）普通預金

＊資金収支計算書に計上なし

また、解約した保険料の未経過分が返金されることがあります。このようなものは払い過ぎていた保険料の還付という性格を有しますので、収益とすることは適切ではありません。

例えば、既に10万円を支払っていた火災保険を保険期間が経過する前に解約し、未経過分として2万円が返金された場合に、返金分を雑収益とすると「保険料10万円」と「雑収益2万円」が事業活動計算書に計上されます。しかし10万円の保険料は前もってまとめて支払ったもので、そのうち2万円は支払う必要がなかったために返金されたものですので、2万円は収益ではなく費用を減額する処理とすることが適切です。2万円はそもそも支払う必要がなかった保険料であり、費用そのものが発生しなかったと考えられるからで、このように処理することで8万円の保険料が事業活動計算書と資金収支計

算書に表現されることになります。

【火災保険料支払時】

（借方）保険料（事務費）／（貸方）普通預金

【未経過分入金時】

（借方）普通預金／（貸方）保険料（事務費）

＊資金収支計算書では、いずれの場合も「保険料支出（事務費支出）」

(4) 利用者負担金の返金

このような考え方は、施設が受ける利用料などの利用者負担金についても同じことが言えます。

例えば副食費を負担して支払っている利用者の場合、さまざまな事情でその一部を返金することがあります。予め受け取っていた〇月分の副食費のうち、例えば、日割りでその一部を返金する場合には、お金が出ていくことで費用とするのではなく、収益の減額として処理します。この場合も、受け取る必要のなかった負担金（利用者から見れば、支払う必要のなかった分、払い過ぎていた分）であることから、施設の収益そのものが発生しなかったと考えられるからで、日割り処理を行った後の額（結果的に利用した額）のみが収益として認識されるように処理します。

【副食費受領時】

（借方）普通預金／（貸方）利用者等利用料収益（一般）

【日割額返金時】

（借方）利用者等利用料収益（一般）／（貸方）普通預金

＊資金収支計算書では、いずれの場合も「利用者等利用料収入（一般）」

このように処理することで、本来の正当な収益の額が計算書類に表現されることになり、利用者からの徴収額等を施設が別途管理している一覧表などの書類の内容とも一致が担保できることになります。

入金は収益、出金は費用、と単純に考えるのではなく、取引の性格によって勘定科目を使い分けることが必要で、そうすることで事業活動計算書や資金収支計算書に適切な額を表示することができるようになります。